

第 22 回全国障害者スポーツ大会栃木県強化指定選手制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちご^{いちえ}とちぎ大会」(以下、「とちぎ大会」という。)に向けて、本県を代表する選手の取組意欲向上及び競技力向上を図るとともに、障害者スポーツの普及及び理解促進のため、強化指定選手に関する事項について定めるものとする。

(強化指定選手の指定)

第 2 条 強化指定選手として指定される者は、原則として次に定める事項を全て満たしている者に限る。

- (1) 2022 年 4 月 1 日時点で、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に定める参加資格の条件を全て満たす見込みがあり、とちぎ大会に栃木県代表選手として出場を希望する者
- (2) 強化指定について、選手本人(未成年の場合には保護者を含む。)の意向が確認できている者
- (3) 個人競技においては、「栃木県障害者スポーツ大会」(以下、「県大会」という。)に出場し、かつ優位な成績を収めた者。又は、それに準ずる成績を保持する者
- (4) 団体競技においては、県が栃木県代表チームとして位置づけたチームに所属する者。又は、指定を受けようとする前年度の全国障害者スポーツ大会栃木県代表選手選考会において栃木県代表選手として選抜された者
- (5) とちぎ大会を見据え継続的に強化できる者
- (6) 集団生活に適応する協調性を有し、かつ競技への意欲が高い者

2 強化指定選手の指定は、次に定める手続きにより決定する。

- (1) 強化指定を希望する者は、別途示す募集期間内に自薦又は他薦により応募する。
- (2) 応募があった者の中から、栃木県障害者スポーツ選手等育成・強化委員会(以下、「委員会」という。)に設置する強化指定選手選考部会(以下、「部会」という。)において選考し、委員会に報告した上で強化指定選手とする。
- (3) (2) により決定した者には、県から「任命書」を交付する。
- (4) 各競技における強化指定選手及び強化指定チームの数は、原則として、別表 1 に定める数を上限とし、変更する場合は部会において決定し、委員会に報告する。

3 団体競技においては、前項に定める手続きのほか、第 1 項(4)により県が栃木県代表チームとして位置づけた際には、当該競技団体が認めた場合に当該チームに所属する者を強化指定選手とすることができる。

4 強化指定選手は、競技実績等により年度毎に見直しを行う。ただし、強化指定選手が指定の継続を希望する場合には、再度応募し選考を受けることができる。

(強化指定競技の変更・重複)

第 3 条 強化指定選手に指定された者は、原則として強化指定競技の変更はできない。ただし、変更後の成績の向上が期待され、変更前及び変更後の競技の部会員のいずれもが認める場合は、強化指定競技の変更を認めることとする。

2 競技を重複して指定を受けることは原則として認められない。ただし、重複する競技の部会員のいずれもが認める場合は、この限りではない。

- 3 強化指定競技の変更・重複は、とちぎ大会の出場選手が決定した以降は一切認めないこととする。

(強化指定選手が遵守すべき事項)

第4条 強化指定選手は、以下の事項について遵守するよう努めなければならない。

- (1) 協会あるいは競技団体が公式に行う練習会等には積極的に参加すること
- (2) 毎年開催される県大会（指定を受けた競技）に出場すること
- (3) 強化指定選手であることを自覚し、日頃から技能向上のために自主的に練習を行うとともに体調管理に努めること
- (4) 強化指定選手としてふさわしい言動を心がけること

(強化指定の解除)

第5条 以下に掲げる事項に該当した場合は、強化指定を解除する。

- (1) 本人が強化指定の辞退を希望し、県がやむを得ないと認めた場合
- (2) 第2条第1項に定める事項を欠いた場合
- (3) 本県の強化指定選手としてふさわしくない態度及び言動が顕著に認められる場合

(委員会への報告)

第6条 第2条第3項、第3条第1項及び第2項、第5条による場合、直後に開催する委員会において報告するものとする。

(全国障害者スポーツ大会等への出場)

第7条 強化指定選手制度は、選手の競技力向上、モチベーションの維持・向上及び障害者スポーツに対する理解の促進を図ることを目的としており、毎年開催される全国障害者スポーツ大会及びとちぎ大会並びに県大会の出場選手になることを保証するものではない。

(情報の開示等)

第8条 強化指定選手は競技名、氏名、所属等について原則として情報を公開する。ただし、個人情報保護上の問題が生じる場合には例外を認める。また、メディアの取材等の受入れについては事務局により調整する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において別に定める。

附則

この要綱は、平成 31（2019）年 4 月 1 日から施行し、とちぎ大会が終了した日にその効力を失う。

別表 1 第 22 回全国障害者スポーツ大会栃木県強化指定選手の各競技における指定人数について

「第 22 回全国障害者スポーツ大会栃木県強化指定選手制度実施要綱」の指定人数及び指定チーム数の上限は、以下のとおりとする。

競技種目	人数・チーム数
陸上競技	4 1 名
水泳	1 4 名
アーチェリー	2 名
卓球（S T T）	1 4 名（うち 1 名以上は S T T）
フライングディスク	1 6 名
ボウリング	9 名
ボッチャ	4 名
バスケットボール	男女各 1 チーム（男女各 1 5 名）
車いすバスケットボール	1 チーム（1 5 名）
ソフトボール	1 チーム（1 8 名）
グランドソフトボール	1 チーム（1 8 名）
バレーボール	5 チーム 身体障害者男女各 1 チーム（男女各 1 5 名） 知的障害者男女各 1 チーム（男女各 1 5 名） 精神障害者 1 チーム（1 5 名）
サッカー	1 チーム（2 2 名）
フットベースボール	1 チーム（1 8 名）

年度毎の指定人数及び指定チーム数は別表 2 のとおりとする。

別表２ 各競技における年度毎の指定人数について

「第 22 回全国障害者スポーツ大会栃木県強化指定選手制度実施要綱」の各競技における年度毎の指定人数及び指定チーム数は、下表を目安とする。

競技種目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
陸上競技	16名	29名	41名	41名
水泳	6名	10名	14名	14名
アーチェリー	1名	1名	2名	2名
卓球（ＳＴＴ）	6名 (1名)	10名 (1名)	14名 (1名)	14名 (1名)
フライングディスク	6名	11名	16名	16名
ボウリング	3名	6名	9名	9名
ボッチャ	2名	3名	4名	4名
バスケットボール（知的・男子）	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)
バスケットボール（知的・女子）	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)
車いすバスケットボール	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)
ソフトボール	1チーム (18名)	1チーム (18名)	1チーム (18名)	1チーム (18名)
グラウンドソフトボール	1チーム (18名)	1チーム (18名)	1チーム (18名)	1チーム (18名)
バレーボール（身体・男子）	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)
バレーボール（身体・女子）	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)
バレーボール（知的・男子）	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)
バレーボール（知的・女子）	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)
バレーボール（精神）	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)	1チーム (15名)
サッカー	1チーム (22名)	1チーム (22名)	1チーム (22名)	1チーム (22名)
フットベースボール	1チーム (18名)	1チーム (18名)	1チーム (18名)	1チーム (18名)
計	236名	266名	296名	296名
個人競技	40名	70名	100名	100名
団体競技	12チーム (196名)	12チーム (196名)	12チーム (196名)	12チーム (196名)